

1. 日時：平成28年2月8日(月) 10:00 - 12:00

2. 場所：内閣府宇宙戦略室 大会議室

3. 出席者

(1) 委員

鎌田座長、青木委員、浅田委員、宇賀委員、小塚委員、櫻井委員、下村委員、白井委員

(2) 政府側

小宮宇宙戦略室長、中村宇宙戦略室審議官、行松宇宙戦略室参事官、高見宇宙戦略室参事官、松井宇宙戦略室参事官、末富宇宙戦略室参事官、奥野宇宙戦略室参事官

4. 議事要旨

(1) 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案の検討状況について

「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案」の検討状況について、資料1に基づいて事務局から説明を行った。主な意見は以下の通り。

事業者が無限の責任を負うということは、打上げ実施者に過大なリスクとなり、事業の継続に支障を及ぼしかねないため、配慮が必要ではないか。

事業社が国外の事業者に人工衛星を軌道上で移転に当たって、国がその後の損害発生時への対応等まで義務付けることは難しいことから、国は、最初に許可を与える際に確認するなど工夫が必要である。

(2) 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律案の検討状況について

「衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律案」の検討状況について、資料2に基づいて事務局から説明を行った。主な意見は以下の通り。

衛星リモートセンシングデータは、農業や社会インフラなど色々と発展が見込まれるものであり、それに対する許認可を行うに当たっては、産業の発展にブレーキとならないような配慮が必要ではないか。

衛星リモートセンシングデータの取り扱いについて、国際社会の平和の確保等のため必要な場合には、即時強制的に対処できるようにすべきではないか。

審議の結果、「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案」及び「衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律案」については、本日の議論を踏まえて事務局にて引き続き法案の検討を行うこととなった。

以上